

平成30年度 水質検査計画

佐賀県杵島郡
白石町水道事業

水質検査計画とは

水質検査は水道使用者の皆様にご安心にご使用していただけるよう、水道水の安全安心を保障するために行うものです。水質検査計画は水質検査を計画的かつ効率的に実施するため検査項目、頻度、採水地点等を定めたもので、毎事業年度の開始前に策定し公表します。

目 次

1. 基本計画
2. 水道事業の概要
3. 水道原水及び水道水の状況
4. 採水場所
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査結果の公表
9. 水質検査の精度及び信頼性の確保
10. 関係機関との連携

1. 基本計画

白石町水道事業は、給水管末の給水栓において水質基準に適合していることを遵守するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を委託します。

また、臨時に行う水質検査についても計画書において、行う際の用件、検査項目及び実施方法を明記いたします。

水質検査計画には、水道法施行規則第15条第4号に定めるところにより、水道事業者が委託を行う定期の水質検査について、検査すべき事項、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由を記載します。

法第20条第3項により水質検査を委託する場合における当該委託の内容については、委託する検査機関、委託する項目、検査方法について記載します。

水質検査による測定結果については、評価の上公表します。

2. 水道事業の概要

白石町水道事業は平成17年1月1日に3町合併（白石町・福富町・有明町）による新白石町の発足に伴い有明町水道事業の全部譲受として新町での水道事業を開始しました。

水源は、全量を佐賀西部広域水道企業団からの用水受水に求めており、給水区域は、白石町行政区域のうち福富地域の西佐賀水道企業団からの給水区域を除く地域となっています。

- (1) 事業体名 . . . 白石町水道事業
- (2) 計画給水人口 . . . 26,320人
- (3) 1日平均配水量 . . . 5,318^m (平成28年度統計資料)
- (4) 配水場の名称 . . . 白石配水場、有明配水場
- (5) 配水の消毒処理方法 次亜塩素酸ナトリウムによる滅菌処理

3. 水道原水及び水道水の状況

水源は河川水で、現在の水質はおおむね良好な状態であり、浄水については水質基準を下回っており安全で良質な水といえます。

佐賀西部広域水道企業団からの用水供給を受け白石・有明の2ヶ所の配水場で受水し、自然流下方式で配水しています。

しかし、配水管路延長が長いため日々設備監視システムにより配水残留塩素の管理をおこない、適正な値を維持しています。

4. 採水場所

採水場所については、

- 白石配水場配水系は、緑郷川排水機場末端蛇口。
 - 有明配水場配水系は、新明1農区公民館末端蛇口。
- とします。

5. 水質検査項目及び検査頻度

水質検査計画において実施する検査項目、各項目の検査頻度及び頻度設定の理由は別表1に示すとおりです。

6. 水質検査方法

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により佐賀西部広域水道企業団に委託します。

7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査・試験は次のような場合に行います。

なお、検査基準値を超えた場合、試験用の試料採取時に保存用試料も採取し、原因の解明、又は証拠物件の必要性がなくなるまで、冷凍保存を委託します。

- イ. 末端給水の水質が著しく悪化したとき。
- ロ. 配水場に異常があったとき。
- ハ. 給水区域及びその周辺に消化器系感染症が流行しているとき。
- ニ. 送水管及び配水管の大規模な工事や、その他水道施設が著しく汚染された恐れのあるとき。
- ホ. その他特に必要があると認められるとき。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年公表します。

公表の方法は白石町役場水道課窓口及び白石町ホームページ上での閲覧とします。

また検査結果につきましても、白石町ホームページにて公表します。

9. 水質検査の精度及び信頼性の確保

水質検査の精度及び信頼性については、内部精度管理及び外部精度管理の記録について提出を求め、精度・信頼性が確保されていることを確認します。

10. 関係機関との連携について

水質事故が発生した場合は、杵藤保健福祉事務所、佐賀西部広域水道企業団と連携して現場調査及び水質検査を行います。

別表 1

基準項目及び検査項目

番号	検査項目	省略可否	法令上の基本検査頻度 (回/年)	過去3年間の検査結果をもとに検査を省略した場合の頻度 (回/年)	実施検査頻度 (回/年)	設定理由
1	一般大細菌	×	12	12	12	一月に1回の検査とされている項目
2	大腸菌群	×	12	12	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	4	1/3年	4	安全確認のため、基本頻度に則り実施
4	水銀及びその化合物	○	4	1/3年	4	
5	セレン及びその化合物	○	4	1/3年	4	
6	鉛及びその化合物	○	4	1/3年	4	
7	ヒ素及びその化合物	○	4	1/3年	4	
8	六価クロム化合物	○	4	1/3年	4	
9	亜硝酸態窒素	×	4	1/3年	4	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	4	4	4	三月に1回の検査とされている項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	4	1	4	安全確認のため、基本頻度に則り実施
12	フッ素及びその化合物	○	4	1/3年	4	
13	ホウ素及びその化合物	○	4	1/3年	4	
14	四塩化炭素	○	4	1/3年	4	
15	1, 4-ジオキサン	○	4	1/3年	4	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	4	- 注1	4	
17	ジクロロメタン	○	4	1/3年	4	
18	テトラクロロエチレン	○	4	1/3年	4	
19	トリクロロエチレン	○	4	1/3年	4	
20	ベンゼン	○	4	1/3年	4	
21	塩素酸	×	4	4	4	三月に1回の検査とされている項目
22	クロロ酢酸	×	4	4	4	
23	クロロホルム	×	4	4	4	
24	ジクロロ酢酸	×	4	4	4	
25	ジブロモクロロメタン	×	4	4	4	
26	臭素酸	×	4	4	4	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
27	総トリハロメタン	×	4	4	4	三月に1回の検査とされている項目
28	トリクロロ酢酸	×	4	4	4	
29	ブロモジクロロメタン	×	4	4	4	
30	ブロモホルム	×	4	4	4	
31	ホルムアルデヒド	×	4	4	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	4	1/3年	4	安全確認のため、基本頻度に則り実施
33	アルミニウム及びその化合物	○	4	1	4	
34	鉄及びその化合物	○	4	1/3年	4	
35	銅及びその化合物	○	4	1/3年	4	
36	ナトリウム及びその化合物	○	4	1/3年	4	
37	マンガン及びその化合物	○	4	1/3年	4	
38	塩化物イオン	×	12	12	12	一月に1回の検査とされている項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	4	1	4	安全確認のため、基本頻度に則り実施
40	蒸発残留物	○	4	4 注2	4	
41	陰イオン界面活性剤	○	4	1/3年	4	
42	ジェオスミン	○	発生時期に月1回以上	発生時期に月1回以上	5	5月～9月までの原因藻類の発生時期について実施
43	2-メチルイソボルネオール	○	発生時期に月1回以上	発生時期に月1回以上	5	
44	非イオン界面活性剤	○	4	4 注2	4	安全確認のため、基本頻度に則り実施
45	フェノール類	○	4	1/3年	4	

46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	12	12	12	一月に1回の検査とされている項目
47	pH値	×	12	12	12	
48	味	×	12	12	12	
49	臭気	×	12	12	12	
50	色度	×	12	12	12	
51	濁度	×	12	12	12	
毎 1	色	×	365	365	365	1日に1回の検査とされている項目
毎 2	濁り	×	365	365	365	
毎 3	消毒の残留効果	×	365	365	365	

注1:シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレンは平成21年4月1日から追加された項目であるため過去3年間のデータに基づき検査頻度を減らすことはできません。

注2:蒸発残留物と非イオン界面活性剤は基準の 1/5 以上存在するため、基本頻度から減らすことはできません。